

締約国に関する情報 ZW	ジンバブエ 一般情報	附属書 B 1 ZW
国内官庁の名称	Zimbabwe Intellectual Property Office (ジンバブエ知的所有権庁)	
所在地	Century House East, 38 N. Mandela Avenue, Harare, Zimbabwe	
郵便のあて名	P. O. Box CY 177, Causeway, Harare, Zimbabwe	
電話番号	(263-4) 78 18 35, 77 55 44/45/46	
ファクシミリ装置	(263-4) 77 73 72	
電子メール	fmaredza@yahoo.com	
インターネット	—	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHLの配達サービスを条件とする。	
ジンバブエの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ジンバブエ知的所有権庁、ARIPO事務局又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
ジンバブエが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護:ジンバブエ知的所有権庁(II巻参照) ARIPO保護:ARIPO事務局(II巻参照)	
ジンバブエを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内:特許,追加特許 ARIPO:特許,実用新案(実用新案は,ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するジンバブエの規定	なし	

[次頁に続く]

ZW	ジンバブエ (続き)	ZW
国際公開に基づく仮保護	なし	
ジンバブエが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ジンバブエが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT 第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場 合、管轄官庁は命令の受領の日から2箇月以内に当該要件を満 たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に 関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B2のアフリカ広域知的所有権機関 (AP) を参照		